



河内長野

# 臨時市議会だより

(生活保護費不適正支出に関する特別号)

■発行/大阪府河内長野市議会  
■編集/広報委員会  
■文責/生活保護費不適正支出に関する河内長野市議会特別委員会

平成25年12月1日号

## 「生活保護費不適正支出に関する河内長野市議会特別委員会」とは

平成25年10月30日に臨時市議会を開催し、今回の事件に関する原因究明と再発防止を目的として設置した特別委員会です。その構成は、18人の市議会議員全員が委員となっているもので、委員長は木ノ本寛議員、副委員長は宮本哲議員です（以後、「特別委員会」と表記します）。

今回の臨時市議会だよりでは、事件の概要をお知らせするとともに、平成25年11月5日および8日に開催された特別委員会での主な質問内容などをお知らせします。

### ■事件の概要について

本件は、平成13年10月1日から平成23年3月31日まで、生活保護所管課に所属していた元職員である宮本昌浩容疑者が不適正な事務により公金を横領した事件です。

現在、焦点になっているのは、宮本昌浩容疑者とは別の経理担当者が、平成21年1月から平成23年3月までの間、産前・産後休暇及び育児休暇を取得した期間です。

宮本昌浩容疑者は、従来から電算システムを担当していましたが、過去に府の監査で是正を指摘されていたにもかかわらず、この期間に経理事務をも兼務したことで、その立場や権限を利用して不正な経理事務を行い、生活保護費を横領していたものです。

### ■被害額について

現時点で把握されている被害額は、1千326件・2億6千634万6千285円です。

なお、今後の捜査の進展などを踏まえながら、引き続き調査が進められます。

### ■原因について

宮本昌浩容疑者は、生活保護のケースワーカーを長年務

め、リーダー的な存在であったこと、また、電算システムについても長く担当していたことなどにより、上司からの全幅の信頼に基づき、経理事務担当と電算システムの兼務という強大な権限を悪用して、不正な処理を行っていました。

また、管理上の原因としては、組織として通常のチェック体制が整っていれば、発生を防止できる事案であったと考えられます。当時の管理職は、宮本昌浩容疑者に無条件の信頼を寄せており、システム上の決定処理を全面的に任せていたり、漫然と不正が含まれている事務処理を決裁するなど、チェック体制は全く機能していませんでした。

## ●これまでの主な経過●

### 平成23年4月頃

宮本昌浩容疑者の人事異動に伴い、不審な入力（生活保護が廃止された人に対して約5,000万円支給されたかのように入力されていた）や不自然な事務処理などを発見。

### 平成24年4月頃

管理職の人事異動に伴い、経理面での全面的な点検・調査を開始。

### 同年8～9月頃

電算システムの機能アップに伴いエラー発生、不正な処理であることが判明。

### 同年10月頃

警察との協議を開始。

### 平成25年4月

本件に関する全面的な点検・調査を強化。

### 同年10月

河内長野警察署あて告訴状を提出、20日に捜索、21日に逮捕。

## テレビや新聞報道に見る今回の事件

- ・生活保護費2.6億円不明
- ・不審会計処理上司放置、保護費一度に約5,000万円
- ・生活保護費不明、市が1年4カ月放置
- ・生活保護費横領容疑、自宅に数千万円
- ・逮捕の職員、同僚から白紙領収書900枚調達
- ・隠蔽目的か、支給通知書廃棄
- ・逮捕の職員、担当外れても

- ・「受給者回せ」同僚に要求
- ・府が市に特別監査を実施
- ・着服の2.6億円ほぼ全額保管
- ・窓口の保護費支給を狙い、水増しと架空請求
- ・過去府の監査に虚偽報告、申請と経理に「兼務なし」
- ・着服の職員を懲戒免職
- ・平成22年度保護費急増、市議会で問題視されるも市、調査せず
- ・元職員の資産4億円超

※裏面につづきます

## 特別委員会における 主な質問

平成25年11月5日・8日に開催された、特別委員会ででの主な質問を掲載します(順不同)。5日は理事者からの説明を受け、8日に本格的な質疑が開始されました。

- 府の監査の指摘で宮本昌浩容疑者の兼務が一旦は解消したとされるが、実際は産休明けの経理担当者が復帰したに過ぎず、結果として半年間も改善しなかった責任は誰にあるのか。
- 宮本昌浩容疑者に何故、通常の倍となる約10年間も現金を取り扱う生活保護の担当をさせたのか。
- 宮本昌浩容疑者に決定行為を任せたり、約900枚に及ぶ白紙の領収書を渡したり、ノーチェックで支出の決裁を行った職員は犯罪幫助ではないのか。
- 不正を繰り返すために行った宮本昌浩容疑者の深夜や休日に及ぶ残業をだれが許可したのか。全額返納させるべきである。
- 市に提出を求めていた、府の監査の書類と市の人員配置表では職員数に違いがある。「実態はどうだったのか」の質問に対しては「再度聞き取り調査をする」との答弁であった。なぜ実態と違う虚偽の報告が行われてきたのかはまだ不明である。
- 当時、国の基準に対して職員は足りていなかった。府の監査の指摘や担当課からの職員増員要望を無視してきたのは、財政健全化による職員適正化計画や組織機構改革によるグループ制など、行き過ぎた行革による職員減らしが問題である。
- 今回の事件は市に対する信頼を著しく失わせた。市民の声は「市長に管理責任があり」として謝罪を求めている。
- 府監査による不正の温床となりやすい経理とデータ入力の兼務解消指導に一旦応じたにも関わらず、再度兼務させ虚偽報告をしていたのは誰の判断か。
- 昨年8月3日に、議員の自宅に郵送された内部告発文書について9月議会でただすと「事実は承知していない」と答弁したがまさに現実となった。当時から認識していたのではないか、市長の見解を聞く。
- 資金前渡で処理する生活保護費の追給分の月末精算額が70円や99円や126円など少額過ぎあり得ないことだが、総務部長、会計管理者の考えは。
- 今後この委員会では実名を出し、必要に応じ証人喚問できるよう要請する。
- 被害者は市民である。この事件の解決に掛かる弁護士費用や調査費、人件費なども市民の税金から支出すべきではない。被害総額に加えてこれらの費用も損害賠償請求すべきである。
- 議員として犯行時に不正を見抜けなかったことに責任を感じる。市は管理体制と体質に問題があると思う。当時の職員などの関係者に実態の聴取はしているのか。
- 平成17年7月から19年3月までの間も、宮本昌浩容疑者はケースワーカーと電算システム・経理を兼務していた。この時期に被害はないのか。
- 事件発覚後、再発防止に向けた取組みはどのように行っているのか。
- 平成20年6月議会で、他市の公務員不祥事事件を参考として行った質問に対して「本市は複数の職員でチェックする体制となっており、不正の出来ない仕組みをとっている」との答弁であった。その直後に今回事件の温床となる兼務人事が行われていた。事務引継ぎ等の徹底についてどうなっているのか。
- これまでの生活保護に対する議会質問に対し「法の定めにより個別案件については回答不可能」と返答されてきた。事件発生後の配布資料では当時のこれらに値すると思われる内容も見受けられる。議員の質問や調査に対する回答にあたって、法に定める制限や限界はどのようなものか、改めて問う。
- 次の3点を直ちに(今実施しなければ、実施できる機会はない)、かつ徹底的に実施すべきである。
  - 業務を遂行する上での基本となる業務マニュアルの有無確認、および再構築を実施すべきである(組織機構の再構築、および計算機システムとの整合性の確保を含む)。
  - 職員教育と人材育成を徹底的、かつ継続的に実施すべきである。
  - 部門内における管理不足を補完するために、管理部門における月毎の監査を実施すべきである(直近の対応を含む)。

### 特別委員会の傍聴にお越しく下さい!

特別委員会は傍聴することができます。場所は議会委員会室で、傍聴の定員は先着20人です。受付は当日議会事務局で行います。市ホームページで開催日程をお知らせしますので、ぜひ傍聴にお越しく下さい。

### 市議会ホームページをご覧ください!

ホームページでは、特別委員会での様子をお伝えするために、音声データの配信を行っています。ぜひ、ご利用ください。

★市ホームページ <http://www.city.kawachinagano.lg.jp/index.html>★

トップページ左端列のバナー「市議会のページ」> お知らせ「特別委員会音声データ」